

〔公財〕関西消費者協会はこんな事業をしています

(公財) 関西消費者協会は昭和41年2月に設立され、43年7月、大阪府知事から財団法人として、また平成25年4月、内閣総理大臣から公益財団法人として認可されました。消費者教育ならびに消費者支援事業を行うことを設立の目的とし、消費生活の向上と消費者意識の啓発をはかるため、次のような事業を行っています。

- 消費者問題に関する府民向け基礎講座および専門講座
- 消費者問題に関する企業向け基礎講座、研究会
- 機関誌『消費者情報』の発行、その他各種情報提供
- 消費者問題に関する調査・研究
- 消費者問題の講演会
- 消費生活相談・商品テスト・啓発

事務局 だより

『消費者情報』Web版(通巻480号)がスタートしました。電子媒体の特性を生かし、より多くの方々へ質の高い情報を発信していきます。消費者問題の今日的課題を探り、わかりやすい内容と切れのある誌面づくりに心掛けていきたいと考えています。これまでご支援いただいた購読者の方々をはじめ、関係機関・団体の皆さまには、今後とも一層のお力添えをお願い申し上げます。“ひこばえ”の芽吹きをどうぞ見守っててください。

さて、今号の特集で取り上げた消費者運動(団体)は、「消費者の利益を守る」代表的なアクションであり、主体です。しかし、そこにはかつてのようなパワーや社会的な響き合いが感じられなくなったように思います。そこで今回は、消費者運動(団体)の現状と課題、方向性について、研究者、法律家、ジャーナリスト、消費者団体のそれぞれの立場から提言をいただきました。これからの行方に注目したいですね。

5月は消費者月間、テーマは「行動しよう 消費者の未来へ」——ベストな行動(選択)をとるための基礎となるのが知識(情報)です。そのため、国や地方自治体は消費者教育を推進しているところです。でも本当は、知識のあるなしにかかわらず、安全で安心な商品・サービスが提供されることがベストです。行動経済学では人間の非合理性に着目しています。「わかっちゃいるけど、やめられない」のが人間の本性。ですから、知識ばかり詰め込んだとしても合理的行動は保証されるとは限りません。売り手と買手の欲望の交差に踏み込んだ、倫理と心理の考察が必要なのかも知れませんね。「アマゾンとヤマト」問題に象徴されるように、サービス競争を激化させる事業者と利便性を享受する消費者の姿にどんな未来があるのでしょうか。(原田)

次号予告

配信予定 2017年8月1日

特集 改正消費者契約法のポイント(仮)

※都合により、タイトル、内容は変更になる可能性があります。

『消費者情報』バックナンバーのご案内

- 2014年度(14.10～15.3)
- No.455 「食品安全の明日を考えるII」
 - No.456 「エンシカル消費 -社会を良くする消費のススメ」
 - No.457 「クレーマーの心理を探れ! -苦情対応のスキルと心得」
 - No.458 「人とロボットの未来」
 - No.459 「2015年度の展望を語る～消費者主権を目指して!～」
- 2015年度(15.4～16.3)
- No.460 「スマホをめぐる”利用上の注意”」
 - No.461 「高齢者の消費者トラブル! 訪問販売と電話勧誘販売:事例と対策」
 - No.462 「食品ロスを考える “もったいない”これだけの理由」
 - No.463 「消費者法ファイル2015くらしの中の民法・消費者関連法」
 - No.464 「高齢者の消費者トラブルII 老後の資金が狙われる!」
 - No.465 「風評被害を吹き飛ばせ! -ふくしまの取り組み」
 - No.466 「奥むめおの生き方に学ぶ」
 - No.467 「製品安全を守る 事故情報の共有化へ」
 - No.468 「ビッグデータ時代 個人情報保護とマイナンバー」
 - No.469 「2016年度の展望を語る～消費者主権を目指して!～」
- 2016年度(16.4～17.3)
- No.470 「あやしいサイトにご用心!～アタリサイト・出会い系サイト～」
 - No.471 「迷惑勧誘お断り!! 不招請勧誘の問題点を衝く」
 - No.472 「ホイッスルブローワー 公益通報者保護制度10年目の課題」
 - No.473 「消費者法ファイル2016 消費者関連法改正のポイント」
 - No.474 「超高齢社会を生きる/ 成年後見制度の仕組みと活用」
 - No.475 「Meet The Meat 知っておきたいお肉のはなし」
 - No.476 「第1特集 大阪発! 子どもの貧困 ～選択の不自由～
第2特集 「28年版 消費者白書」の “ここを読む”」
 - No.477 「未来を生きる力 ～これからの消費者教育～」
 - No.478 「動き出す! 消費者裁判手続特例法」
 - No.479 「消費者主権を目指して! 2017年度の展望を語る」

※ホームページ(<http://s-joho.jp/>)・専用
払い込み用紙・電話・FAX・Eメールでお申
し込みください。

消費者情報 No.480

2017年5月1日配信

編集・配信

公益財団法人 関西消費者協会

〒550-0012 大阪市西区立売堀1丁目4番12号
リーガル立売堀ビル4階

TEL06-6533-1167 FAX06-6533-1196

E-mail staff@kanshokyo.jp

ホームページ <http://www.kanshokyo.jp/>

デザイン: (株)ラグタイム

※『消費者情報』Web版の転載については、当協会までご連絡ください。

『消費者情報』Web版 協力企業・団体一覧

※組織名から各協力企業・団体のホームページにリンクできます。

味の素株式会社

雪印メグミルク株式会社

タケダハム株式会社

株式会社 日清製粉グループ本社

象印マホービン株式会社

タイガー魔法瓶株式会社

小林製薬株式会社

ピジョン株式会社 お客様相談室

株式会社 民事法研究会

第一生命保険株式会社

関西医科大学 天満橋総合クリニック

公益社団法人 民間総合調停センター

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人 生命保険協会

一般社団法人 大阪府LPガス協会

一般社団法人 日本ヒープ協議会

一般社団法人 日本冷凍食品協会

一般財団法人 大阪住宅センター

JA大阪中央会

大阪司法書士会

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

全大阪消費者団体連絡会